

## アスベスト被害者補償基金制度の創設と アスベスト被害者の早期救済・全面解決を求める意見書

アスベスト（石綿）を建築物などに用いたことによるアスベスト被害は、多くの建設作業従事者や国民に広がっている。

建設現場においてアスベストを吸い込み、肺がんや中皮腫などを発症した元労働者と遺族が、国と建材メーカーに損害賠償などを求めた建設アスベスト訴訟では、全国6つの地方裁判所（東京・横浜・福岡・大阪・京都・札幌）、東京及び大阪高等裁判所において、国の責任を認める判決が出され、京都及び横浜地裁、東京及び大阪高等裁判所では建材メーカーの責任も認める内容ともなっている。

これらの建設アスベスト訴訟では、初めての訴訟が提起された平成20年から10年が経過し、アスベスト被害者が亡くなる事例もあり、早期解決を求める被害者や遺族の願いは切実なものである。

このような、被害者や遺族が求める補償に対応するため、国の拠出金を原資とした「アスベスト被害者補償基金制度」を創設するとともに、アスベスト被害者の早期回復を図るために、専門医の充実や医療技術の進展に努めるなど、アスベスト対策の早期充実に要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

東京都羽村市議会議長 馳平 耕三

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

あて